

シート  
2

# 気をつけて、消費者トラブル

～中学生もねらわれている!～



街の声かけ、ついて行ったらこんな目に



急に声をかけられ、契約（けいやく）などをせまるキャッチセールスなどの消費者トラブルが発生しています



本当の目的をかくして接近し商品を買わせる、勝手に商品を送りつけて代金を求めるなど、様々な悪質商法が消費者をねらっています。必要な情報や考える時間をあたえないよう、「今すぐ買えば安くなる」とその場での決断をせまったり、景品をわたして断りにくくする場合もあります。おどすこともあります。これらは正当な契約とは呼べない事例ばかりです。あまい言葉や判断を急がせたりする場合は、何かウラがあると思って注意しましょう。

他にもこんな **トラブル** が

- 無料うらないを体験したら、幸運になる石を買わされた。
- ダイエットについてのアンケートに答えるために事務所に連れていかれ、商品の契約をさせられた。
- 無料のネイル体験ができると言われてついて行ったら、メイク道具をすすめられて買ってしまった。
- 保護者が留守の間に業者からのセールス電話があり、話の流れで商品を申しこんでしまった。

Q

考えてみよう Q & A

いったん契約したら、お金をはらわなきゃいけないの？

「カワイイ」とか、そういう言葉には気をつけないといけないって勉強にはなったけど、10万円なんてとてものはらえない。でも契約したしあきらめて親にはらってもらうしかないのかな…。



答えは裏面へ

## さらにアドバイス

クーリング・オフ  
期間後も取り消せる  
「未成年者契約取消」

クーリング・オフの期間が  
すぎても、未成年者が保護  
者の同意を得ないで行った  
契約は取り消せます。ただ  
し20才以上だとそうをつい  
た場合は取り消せません。

# A

## 契約書を受け取った日から8日以内なら、 クーリング・オフ※で解約できます

この事例は、街頭で呼び止められて店舗に連れて行かれた不意打ち的な取引(キャッチセールス)であり、クーリング・オフで契約を取り消せます。頭を冷やして(Cooling Off=クーリング・オフ)、冷静に考え直す機会を消費者にあたえています。 ※クーリング・オフの方法は下記サイトを見てください。

書いて  
みよう!

## ももちゃんはどうして契約してしまったのかな?

ももちゃんが契約するまでの気持ちを、お店で買い物をする場合と比べながら考えてみよう。

ももちゃんはどうすれば契約せずに済んだのかな?



あまい言葉に  
ご用心!

### CHECK!

#### ひがい 被害にあわないために

- あまい言葉はまず疑おう。
- 急がせる契約は要注意! 契約前に家族に相談しよう。
- 見知らぬ人の親しげな接近はあやもう。
- 「いいません」「お断りします」とはっきり言おう。

### CHECK!

#### ひがい それでも被害にあってしまったら

- 泣きねいりしないようにしよう。
- 契約書を受け取った日を  
ふくめて8日以内にクーリング・オフ  
しよう。
- 買ってしまった商品などは使用せず、  
消費者センターに相談しよう。



### 解説

中学生の消費者トラブルは、直接的な被害以外にも、インターネットの利用の広がりによってだれもが経験する可能性があります。アダルトサイトなどに入ってしまう、高額な利用料金を求められるケースも出てきています。あまい言葉にとびつかず、本当に必要なものなのか、値段は高すぎないかななどをよく考えるようにしましょう。万が一トラブルにあった場合はひとりでなやまずに、消費生活センターなど専門家のアドバイスを受けることが重要です。

## ひとりで悩まず相談を

商品やサービスなどの苦情や問合せなど、消費者からの相談を専門の相談員が受付けています。

■ **消費者ホットライン** TEL:0570-064-370  
最寄りの市町や県の相談窓口につながります。

■ **滋賀県消費生活センター** TEL:0749-23-0999  
〒522-0071 彦根市元町4-1 9:15~16:00(祝日、年末年始は除く)  
<http://www.pref.shiga.lg.jp/c/shohi/index.html>

## お役立ちサイト

■ **子どもサポート情報(国民生活センター)**  
[http://www.kokusen.go.jp/mimamori/kmj\\_mglst.html](http://www.kokusen.go.jp/mimamori/kmj_mglst.html)

■ **クーリング・オフとは(滋賀県消費生活センター)**  
<http://www.pref.shiga.lg.jp/c/shohi/keiyaku/index.html>

■ **クーリング・オフについて(国民生活センター)**  
[http://www.kokusen.go.jp/soudan\\_now/data/coolingoff.html](http://www.kokusen.go.jp/soudan_now/data/coolingoff.html)

滋賀県 総合政策部 県民活動生活課

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 TEL:077-528-3412 FAX:077-528-4840

年 組 番 名前